

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

何が変わる？消費税法改正のポイント

2019年10月1日から消費税率が8%から10%へ引上げられ、それに伴い一部商品等については軽減税率が導入されることをご存知のことかと思いますが、実はそれ以外にも、いくつか重要な改正項目があります。そのポイントを大きくまとめると下記の3項目です。

(1) 消費税率の改正と軽減税率の導入……2019年10月1日～

| | 現 行 | 2019年10月1日以後 | |
|----------|------|--------------|-------|
| | | 軽減税率 | 標準税率 |
| 消費税率(国税) | 6.3% | 6.24% | 7.8% |
| 地方消費税率 | 1.7% | 1.76% | 2.2% |
| 合 計 | 8.0% | 8.0% | 10.0% |

(2) 区分記載請求書等保存方式の導入……2019年10月1日～

消費税率が複数税率となることで、納めるべき消費税を計算する上では、税率ごとに区分して経理(以下、区分経理)する必要があります。そこで、この区分経理に対応するよう、これまで仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存(請求書等保存方式)も変更されます。

具体的には、これまでの記載事項に加えて、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等(区分記載請求書等)を発行することや、日々の経理において、帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが求められます。

(3) 適格請求書等保存方式の導入……2023年10月1日～

適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)は、例外を除き、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書とは、「売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類」であり、基本的には上記(2)の区分記載請求書等とほぼ同じ記載内容です。ただし、これには、あらかじめ税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(現在すでに課税事業者である場合には申請は不要)となり、税務署長から交付された登録番号の記載が不可欠となります。

CONTENTS

何が変わる？

| | |
|-----------------------------|-----|
| 消費税法改正のポイント…… | P.1 |
| 消費税 インボイス制度の導入で 課税が強化！…… | P.1 |
| 消費税引上げ前後の 価格表示について…… | P.2 |
| 政府が個人番号カードの 普及促進策を決定…… | P.3 |
| 減価償却資産の範囲と 美術品…… | P.3 |
| 道路と敷地の規制について…… | P.4 |
| 電子マネーの利用状況…… | P.5 |
| 8月度の税務スケジュール…… | P.5 |
| 今月の名言録…… | P.6 |
| 無料相談会実施中…… | P.6 |

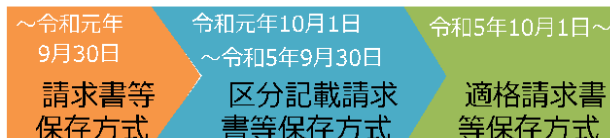


消費税 インボイス制度の導入で課税が強化！

上記でも触れましたが、インボイス制度は、例外を除き、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。「適格請求書等」を発行できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者だけです。この登録は消費税の課税事業者しか受けられません。つまり、免税事業者は“適格請求書等”を発行できず、結果として取引の相手先は仕入税額控除ができない(つまり、その分だけ消費税の納税額が増えることになる)こととなります。

これにより、これまで免税事業者であった小規模事業者(基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者)も、取引先との関係上、新たに課税事業者への申請を余儀なくされるケースや比較的、厳格に適用されてこなかった書類の保存(適格請求書等の保存)についても、税務調査等で書類の不備の指摘が増え、追徴課税されるケースが増える

<仕入税額控除の要件>



のではないかと考えられます。なお、この適用にあたり、例外規定や一定の経過措置もあります。

◆ 例外規定

次の①～⑤のような適格請求書等の交付を受けることが困難な取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される一定の取引(例. 3万円未満の公共交通機関の切符・自動販売機からの商品購入等)
- ② 不特定多数者へ販売等する事業者が交付する適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

◆ 経過措置

また、経過措置としては適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、下記の要件をすべて満たす場合には、期間に応じてそれぞれの割合に相当する分を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

【適用要件】

| | |
|---------|--|
| 請求書等の保存 | 区分記載請求書等と同様の事項が記載されている請求書等の保存 |
| 帳簿の記載 | 区分記載請求書等と同様の記載事項に加え、この経過措置の規定の適用を受ける旨を帳簿に記載 <small>②</small> |

② 帳簿には、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)、④対価の額の記載が必要

【適用期間と割合】

| 期 間 | 割 合 |
|-----------------------|--------------|
| 2023年10月1日～2026年9月30日 | 仕入税額控除 × 80% |
| 2026年10月1日～2029年9月30日 | 仕入税額控除 × 50% |



消費税引上げ前後の価格表示について

現在、商品の値札において、要件を満たせば税抜価格のみの表示も認められているとはいえ、買い物客の混乱を防ぎ、より良いサービスを提供するため、税込価格も併せて表示する小売店が多いと思います。

今年の10月1日に消費税率が10%に引き上げられた段階で、食品以外の商品の値札を税率10%に対応したものとしなければならないですが、24時間営業のコンビニ等では、10月1日に日付が変わった瞬間に値札の貼替え作業を完了させることは困難なケースも想定されます。

そのため、① 10月1日以後も一時的に旧税率8%の税込価格の値札が残ったり、② 9月30日以前であっても新税率10%の税込価格の値札のみを表示したりといった状況が考えられますが、その場合には、総額表示義務(消法63)の特例(消費税転嫁対策特措法10①)の適用要件である「誤認防止措置」を講じる必要があります(国税庁『総額表示義務の特例措置に関する事例集』)。

①の場合、例えば値札の色を、旧税率は“白色”、新税率は“青色”にした上で、「白色の値札の商品は、旧税率(8%)の税込価格で表示しています。10月1日以後は、レジにて新税率(10%)で精算させていただきます。」等の掲示をして、旧税率と新税率で税込価格の違いを明確にするといった対応が考えられます。

②の場合、「店内商品は、すでに新税率(10%)の税込価格となっています。9月30日までは、レジにて8%の税率で精算させていただきます。」等の掲示をするといった対応が必要となります。

なお、「100円+税」等の誤認防止措置を講じた上で税抜価格のみを表示する場合や、食品だけを販売している小売店が、10月1日以後も商品の価格を変えない場合は、基本的には価格表示の変更を行う必要はないとのこと。



政府が個人番号カードの普及促進策を決定

◆ 2021年3月から健康保険証利用を本格運用へ

政府は先々月にデジタル・ガバメント閣僚会議を開き、マイナンバー制度のメリットを実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカード(個人番号カード)の普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針を決定しました。

まずはそのひとつとして、個人番号カードの健康保険証への利用を2021年3月から本格運用し、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入を目指しています。具体的な工程表は今月中を目途に公表される予定です。



◆ マイナポータル活用で医療費の領収書保存が不要

一方、個人番号カードの交付枚数は、この6月4日時点で1,705万枚(交付枚数率 約13%)の状況で、普及にはほど遠く、かつ、今後は2016年導入後に交付された個人番号カードが順次更新期限を迎えるため、さらに減ることも予測されています。

こうした中で、政府は、①自治体ポイントの活用、②個人番号カードの健康保険証利用(あわせて、確定申告手続においてマイナポータルを活用した医療費情報を取得した場合には、その医療費に係る領収書保存が不要になり、医療費控除の簡素化を図ります)、③個人番号カードの円滑な取得・更新の推進などを柱に普及策を図る考えのようです。

このほか、納税手続のデジタル化の推進として、年末調整・確定申告手続に必要な情報(保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書、医療費情報、寄附金受領証明書、収入関係情報等)について、マイナポータルを通じて一括入手し、申告書に自動入力できる仕組みを構築する予定です。これらは2020年10月から開始し、順次入力情報を拡大するとしています。また、マイナポータルのお知らせ機能を活用し確定申告に関する情報や各種説明会の開催案内等について閲覧できるようにし、電子納税証明書の利用拡大も図りたい考えです。

自治体ポイントとは

お持ちのクレジットカードのポイントや航空会社のマイレージなどを、自分の好きな「自治体ポイント」に交換・合算することで、地域の商店での日々の買い物やオンラインショップから全国の特産品をお得に購入できるようになる仕組みのこと

マイナポータルとは

政府が運営するオンラインサービス。子育てに関する行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

減価償却資産の範囲と美術品

世界的に有名な楽器が減価償却資産に当たらないと税務調査で指摘されたことが過日報道されました。減価償却資産には当然、器具・備品は含まれます。ただ、時の経過によりその価値が減少しないものは除かれます。そのため、希少価値の高い楽器は価値が下がらず、減価償却資産に当たらないとされたようです。

これと同様の考え方をするものが美術品等です。取得価額が1点100万円以上の場合は、原則、非減価償却資産となります。しかし、「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」である場合、例外的に、減価償却資産として取り扱うことが可能です。具体的には、次の要件を全て満たす美術品等が該当します。

- ① 不特定多数の者が利用する会館のロビーや葬儀場のホール等の場所の装飾用や展示用(有料公開を除く)
- ② 移設困難で当該用途のみの使用が明らかなこと
- ③ 他用途に転用すると仮定した場合、設置や使用状況からみて美術品等としての市場価値が見込まれないこと

これら①～③を満たす一例として考えられるのが、「彫刻(モニュメント)」です。宗教的な施設におけるロビー等で、壁面の一部又は台座等に固定されていて、希望者に販売をするなどのときに美術品としての価値が見込めないという場合が想定できるようです。

一方、取得価額が1点100万円未満の場合は、原則、減価償却資産に該当します。ただし、「時の経過により、その価値が減少しないことが明らかなものを除く」とされています。これは例えば、高価な素材が大部分を占める小型の工芸品のように素材の経済的価値が取得価額の大部分を占めるようなものが該当するようです。



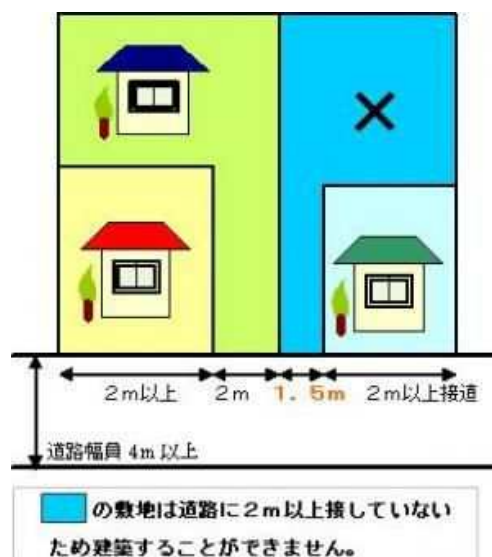
道路と敷地の規制について

◆ いちばん重要なものは「道路」

都市計画区域内の建築物については、良好な都市環境をつくるための観点から規定(集団規定)が適用されます。都市には建築物が集団として建っているという特徴を踏まえたもので、都市計画で定められた内容を基に具体的かつ集団的な建築規制が行われます。

その集団規定のなかでも重要なのが道路と敷地の関係です。都市計画区域内では、**道幅4m以上の道路に、2m以上接している土地でなければ建築できません。**これを**接道義務**といいます。

| 建築基準法の道路 |
|--|
| 道路法や都市計画法による道路(国道や県道) |
| 昔から存在していた道路 |
| 2年以内に事業化が予定される道路 |
| 敷地として利用するために築造した私道(位置指定道路) |
| 建築基準法施行前にすでに建築物が建ち並んでいた幅員4m未満の道路で、特定行政庁が指定したもの(2項道路) |



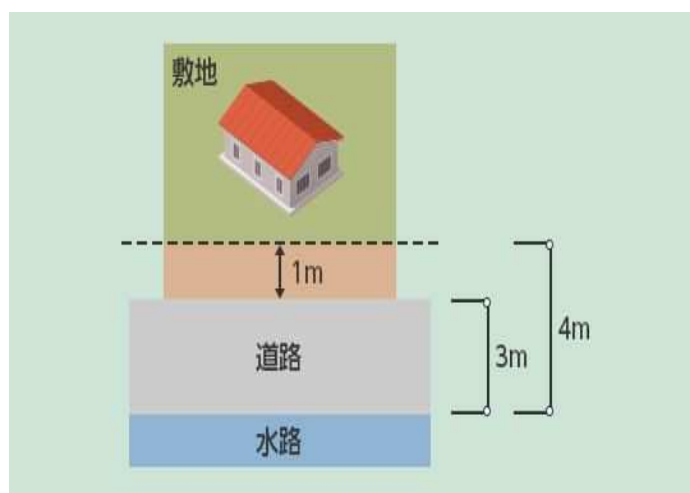
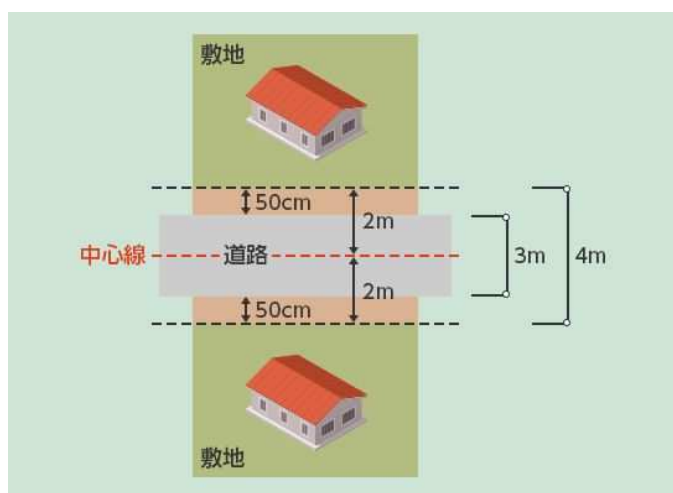
◆ 42条2項道路(みなし道路)

建築基準法における道路とは、公道や私道を問わず、幅員が4m以上の道というのが原則ですが、幅員4m未満でも建築基準法の道路とみなされる場合があります。このような道路のことを建築基準法第42条第2項に基づくものであることから「**42条2項道路**」「**みなし道路**」と呼んでいます。

◆ セットバックとは

みなし道路については、道路の中心線から2mの線が道路と敷地の境界線となります。つまり、みなし道路に面する敷地で建替えを行う場合、道路と敷地の境界線を敷地側に後退させなければなりません。この「敷地側に境界線を後退させる」ことを**セットバック**といいます。建替えの際に徐々にセットバックしていけば、みなし道路はいつしか幅員4m以上の道路となります。

セットバックで後退した部分は道路として扱われます。敷地の一部が道路としてとられてしまうわけですから、その分敷地面積が小さくなり、従来と同じ規模での建替えは難しくなる場合もあります。また、セットバックをしたとしても補償金などの制度はありませんので、道路として土地を無償で提供することになります。



電子マネーの利用状況

近年キャッシュレス決済手段が多様化し、利便性も向上しています。ここでは、今年6月に発表された総務省統計局「家計消費状況調査年報(2018年)結果の概況」から、電子マネーの利用状況に関する調査結果についてご紹介します。

◆ 利用世帯割合は50%超に

今回の調査結果から、2008年(平成20年)以降の全国2人以上世帯における、電子マネーの保有割合や利用割合をまとめると、右上表のとおりです。

直近の2018年の状況を見ると、電子マネー保有世帯割合は59.2%、利用世帯割合は初めて50%を超えました。

◆ 平均利用金額は2万円に近づく

調査対象の電子マネーは、交通系や小売系、専門系などに分類され、鉄道やバスの乗降時や買い物時などに利用されます。この電子マネーの利用世帯における1ヶ月の平均利用金額などの推移をまとめると、右下表のとおりです。

1ヶ月の平均利用金額は、2011年に1万円を超えました。その後2018年には18,256円と2万円に近い額になっています。なお、2018年の結果で最も割合が高い平均利用金額帯は、1万円以上3万円未満でした。

また、全国2人以上世帯全体に占める1ヶ月1万円以上利用した割合は、2018年には28.0%と全体の1/4を超えました。

事前に現金をチャージして使用する電子マネーは、比較的分かりやすい決済手段といえるでしょう。そのため、キャッシュレス決済が初めての方にも使いやすく、今後も利用する人は増えるのではないかと考えられます。

電子マネーの保有・利用世帯の割合(%)

| | 保有世帯割合 | 利用世帯割合 |
|-------|--------|--------|
| 2008年 | 26.3 | 19.3 |
| 2009年 | 29.7 | 22.3 |
| 2010年 | 36.5 | 29.7 |
| 2011年 | 37.4 | 30.6 |
| 2012年 | 41.1 | 34.4 |
| 2013年 | 45.8 | 39.1 |
| 2014年 | 49.9 | 43.2 |
| 2015年 | 49.6 | 41.5 |
| 2016年 | 51.9 | 43.9 |
| 2017年 | 54.3 | 45.5 |
| 2018年 | 59.2 | 50.4 |

電子マネー利用世帯の1ヶ月の平均利用金額と2人以上世帯全体に占める1万円以上利用した割合(円、%)

| | 平均利用金額 | 1ヶ月1万円以上利用した割合 |
|-------|--------|----------------|
| 2008年 | 8,727 | 6.0 |
| 2009年 | 8,897 | 7.1 |
| 2010年 | 9,588 | 10.5 |
| 2011年 | 11,116 | 12.1 |
| 2012年 | 11,269 | 14.1 |
| 2013年 | 12,044 | 17.0 |
| 2014年 | 12,480 | 20.1 |
| 2015年 | 16,382 | 21.9 |
| 2016年 | 17,318 | 23.7 |
| 2017年 | 17,644 | 24.6 |
| 2018年 | 18,256 | 28.0 |

8月度の税務スケジュール

| 内 容 | 期 限 |
|---|----------------|
| 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 | 納 期 限 8月13日(火) |
| 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税> | 申告期限 9月 2日(月) |
| 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> | |
| 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費・地方消費税> | |
| 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) | |
| 消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> | |
| 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税> | |
| 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告 | |
| 個人事業者税の納付(第1期分) | 納 期 限 9月 2日(月) |
| 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分) | |

今月の名言録

仕事というものは

仕事というものは勝負である。一刻一瞬が勝負である。だがおたがいに、勝負する気迫をもって、日々の仕事をすすめているかどうか。

まず普通の仕事ならば、ちょっとした怠りや失敗があったとしても、別に命を失うというほどのことはない。それでも、とにかく日は暮れて、その日の仕事はまず終わる。だから、つい気がゆるむ。油断する。きょうはきのうのくりかえし、あすもまた同じで、別段とくに変わったこともなし。

しかし、これではいい知恵はうかばない。創意も生まれなければ、くふうも生まれえない。そして何の緊張もないかわりに、何の喜びもないということになる。

平穩無事なときには、これでも日はすごせるが、しかしいつもそうはまいらない。わが国の情勢は、世界の動きとともに今や刻々と変わりつつある。一刻の油断もならぬ状態におかれている。このときにこそ、勝負する大勇気をもって仕事にあたらねば、それこそ真の繁栄は生まれえないであろう。

仕事を勝負と心得る人と心得ない人とのちがいが、ハッキリとあらわれてくるときにはなかろうか。

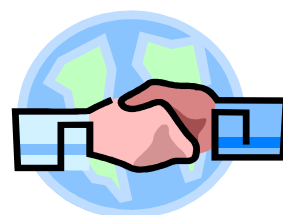
(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

| | |
|----------|--------|
| 税理士・行政書士 | 浅岡 和彦 |
| 不動産鑑定士 | 佐々木 勝己 |
| 社会保険労務士 | 松永 裕美 |

